平成２２年（フ）第７９８号
兵庫県姫路市余部区下余部356―１レオパレスＪｅｕｎｅｓｓｅ21―204号、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区坂出222番地16
債務者　堀田　真人
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成22年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２９号
宮崎市恒久５丁目10番地７
債務者　南村　義久
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人衞藤法律特許事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０５号
山形県鶴岡市大西町37番９号
債務者　有限会社丸一建材
代表者代表取締役　大久保秀男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７８号
秋田県横手市大雄字樋脇75番地１
債務者　小松田真紀子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１１６号
秋田県湯沢市上関字道下34番地２
債務者　高橋　友平
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１２６号
秋田県横手市十文字町梨木字羽場下14番地１セントラルハイツ202
債務者　下嶋　秀晴
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２９６０号
名古屋市中川区かの里２丁目210番地　プレミエ・ソール202号
債務者　山本　祐大
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
愛媛県大洲市新谷乙558番地フォレスト田川203号室
債務者　松尾　知代
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第６７号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地522番地３
債務者　島本　好行
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第６８号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地522番地３
債務者　島本　美香
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第５３号
岩手県宮古市沢田６番２号
債務者　小野寺尚志
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第２５９号
静岡県富士宮市北山5449番地の３、前住所静岡県富士市入山瀬２丁目１番28号
債務者　若林　好子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２４９号
静岡県富士市厚原1938番地の２メアリーローズ101号、前住所静岡県富士市厚原1854番地の12
債務者　瀧井　芳幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３４１号
横浜市中区松影町３丁目９番地７　407号室
債務者　金谷　恵二
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部